

特定非営利活動法人みんなのオペラ・TACHIKAWA定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みんなのオペラ・TACHIKAWAという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都立川市曙町一丁目25番17号グリーンキャピタル立川503号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、オペラや演奏会をはじめとする音楽芸術活動を通じて、音楽文化および芸術文化の普及・振興ならびに創造を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) オペラ、演奏会その他の音楽公演の企画・開催に関する事業
- (2) 合唱団の運営を通じて、市民の音楽に対する関心、知識及び表現能力の向上を図る事業
- (3) その他、第3条の目的を達するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 会員が既に納入した入会金、会費は、その理由を問わず、これを返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1

を超えて含まれることになってはならない。

- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) 解散時における残余財産の帰属
- (10) 資産の管理の方法
- (11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(総会の表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印又は署名しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印又は署名しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加

又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第 54 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 55 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	木村 政人
副理事長	丸山 和子
理事	木村 真人
理事	岸本 滋
理事	石田 秀一
理事	酒井 周子
監事	佐々木 浩

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 6 月 3 0 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員(個人・団体) 0 円

賛助会員(個人・団体) 0 円

(2) 年会費

正会員(個人・団体) 5, 0 0 0 円

賛助会員(個人・団体) 1 口 1 0, 0 0 0 円 (1 口以上)

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 みんなのオペラ・TACHIKAWA

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- ☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名	(フリガナ)	報酬の有無	役職名等
		氏名		
1	理事	キムラ マサト	無	理事長
		木村 政人		
2	理事	マルヤマ カズコ	無	副理事長
		丸山 和子		
3	理事	キムラ マサト	無	
		木村 真人		
4	理事	キシモト シゲル	無	
		岸本 滋		
5	理事	イシダ シュウイチ	無	
		石田 秀一		
6	理事	サカイ シュウコ	無	事務局長
		酒井 周子		
7	監事	ササキ ヒロシ	無	
		佐々木 浩		
8				
9				
10				

令和7年度 事業計画書

特定非営利活動法人 みんなのオペラ・TACHIKAWA

1 事業実施の方針

令和7年度は設立当初として下記記載の事業の準備を進めるとともに、早期の事業開始に向けて取り組む。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業 (事業費の総費用【 361】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
オペラ、演奏、その他の音楽に関する事業	オペラ公演「オペラも寝てはならぬ」の準備	設立日から年度末	立川市	5名	立川市を中心とする都内在住の音楽愛好家等	0人	1
合唱団の運営、市民合唱団の運営、市民合唱団の運営、市民合唱団の運営	市民合唱団の運営	設立日から年度末	立川市	40名	立川市を中心とする都内在住の音楽愛好家等	40名	360

(2) その他の事業 (事業費の総費用【 0】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人 みんなのオペラ・TACHIKAWA

1 事業実施の方針

令和8年度は設立初年度に開始した事業の安定的な運営に取り組むとともに、初年度に準備した事業の早期実施に取り組む。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業 (事業費の総費用【6,570】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
オペラ、演奏、その他の公演・開催に関する事業	オペラ公演「オペラも寝てはならぬ」	9月4日	立川市	50名	立川市をすすめる都内在住の音楽愛好家等	800名	5,130
合唱団の運営、市民合唱団の運営、市民合唱団の運営、市民合唱団の運営	市民合唱団の運営	通年	立川市	40名	立川市をすすめる都内在住の音楽愛好家等	40名	1,440

(2) その他の事業 (事業費の総費用【 0】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 みんなのオペラ・TACHIKAWA

（単位：円）

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1	受取会費		55,000
	正会員受取会費	55,000	
	賛助会員受取会費	0	
2	受取寄附金		0
	受取寄附金	0	
	施設等受入評価益	0	
3	受取助成金等		0
	受取補助金	0	
4	事業収益		361,000
	オペラ、演奏会その他の音楽公演の企画・開催に関する事業収益	1,000	
	合唱団の運営を通じて、市民の音楽に対する関心、知識及び表現能力の向上を図る事業収益	360,000	
5	その他の収益		0
	受取利息	0	
経常収益計			416,000
【B】 経常費用			
1	事業費		0
	(1) 人件費		0
	給料手当	0	
	役員報酬	0	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
	(2) その他経費		1,000
	会議費	0	
	旅費交通費	0	
	施設等評価費用	0	
	減価償却費	0	
	印刷製本費	0	
	諸経費	1,000	
	(3) 合唱団運営経費	360,000	360,000
事業費計			361,000
2	管理費		0
	(1) 人件費		0
	役員報酬	0	
	給料手当	0	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
	(2) その他経費		45,000
	消耗品費	15,000	
	水道光熱費	0	
	通信運搬費	10,000	
	地代家賃	0	
	旅費交通費	0	
	減価償却費	0	
	雑費	20,000	
管理費計			45,000
経常費用計			406,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			10,000
【C】 経常外収益			
	固定資産売却益		
	過年度損益修正益		
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
	固定資産売却損		
	災害損失		
	過年度損益修正損		
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①＋②・・・③			10,000
	法人税、住民税及び事業税・・・④		5,800
	設立時正味財産額・・・⑤		0
次期繰越正味財産額③－④＋⑤			4,200

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 みんなのオペラ・TACHIKAWA

（単位：円）

科	目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1	受取会費		55,000
	正会員受取会費	55,000	
	賛助会員受取会費	0	
2	受取寄附金		0
	受取寄附金	0	
	施設等受入評価益	0	
3	受取助成金等		0
	受取補助金	0	
4	事業収益		6,640,000
	オペラ、演奏会その他の音楽公演の企画・開催に関する事業収益	5,200,000	
	合唱団の運営を通じて、市民の音楽に対する関心、知識及び表現能力の向上を図る事業収益	1,440,000	
5	その他の収益		0
	受取利息	0	
経 常 収 益 計			6,695,000
【B】 経 常 費 用			
1	事業費		
	(1) 人件費		1,800,000
	給料手当	0	
	役員報酬	0	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
	出演料	1,800,000	
	(2) その他経費		3,330,000
	会議費	0	
	旅費交通費	0	
	施設等評価費用	231,000	
	減価償却費	0	
	印刷製本費	200,000	
	諸経費	2,899,000	
	(3) 合唱団運営経費	1,440,000	1,440,000
事業費計			6,570,000
2	管理費		
	(1) 人件費		0
	役員報酬	0	
	給料手当	0	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
	(2) その他経費		45,000
	消耗品費	15,000	
	水道光熱費	0	
	通信運搬費	10,000	
	地代家賃	0	
	旅費交通費	0	
	減価償却費	0	
	雑費	20,000	
管理費計			45,000
経 常 費 用 計			6,615,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			80,000
【C】 経 常 外 収 益			
	固定資産売却益		
	過年度損益修正益		
経 常 外 収 益 計			0
【D】 経 常 外 費 用			
	固定資産売却損		
	災害損失		
	過年度損益修正損		
経 常 外 費 用 計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①＋②・・・③			80,000
	法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
	前期繰越正味財産額・・・⑤		4,200
次期繰越正味財産額③－④＋⑤			14,200

特定非営利活動法人みんなのオペラ・TACHIKAWA 設立趣旨書

現代社会においては、世代間の断絶、障害への理解不足、地域交流の希薄化、さらには国際的な文化交流の停滞など、さまざまな分断が顕在化しております。

私たちは、音楽と芸術の力を通じて、これらの分断を乗り越え、地域社会に新たな価値と感動を創出することを目的として、特定非営利活動法人を設立いたします。

本法人は、広く一般市民を対象に、オペラや演奏会をはじめとする音楽芸術活動を通じて、音楽文化および芸術文化の普及・振興ならびに創造を図るとともに、未来の音楽芸術家の育成に寄与し、子どもから高齢者まで多様な人々が音楽や芸術に参加する機会を提供することで、地域文化の発展に貢献することを目指します。

その理念は「魂に誇れるハーモニー」にあります。

舞台に参加するすべての人が、自らの魂や未来の街に誇りを持てるよう、地域に根ざした芸術活動を創造し、心躍る舞台体験を届けてまいります。単なる舞台芸術の提供にとどまらず、社会教育の推進、子どもの健全育成、多世代・多文化交流を通じて、文化の力による社会創造を実現してまいります。

さらに、欧州をはじめとする国際的な音楽文化や舞台技術を地域に紹介し、他国の演奏家・演出家との交流や共同制作を通じて、立川市を拠点とした芸術活動を世界へ発信することを目指します。

この趣旨に賛同する多くの方々とともに、音楽と芸術を通じた豊かな地域社会の実現に向けて、誠心誠意取り組んでまいります。

令和7年10月22日

設立代表者

氏名

酒井 周子